つくば市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年つくば市議会告 示第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第5条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第8条第8項中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。